

生企第519号
令和2年5月13日

新潟市教育委員会
学校支援課長 殿

新潟県警察本部
生活安全企画課長

子供の安全確保のための保護者に対する情報発信のお願いについて（依頼）

新緑の候、貴殿におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素から警察業務の各般にわたり格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が延長され、本県でも引き続き感染拡大防止に向けた対策が継続されていますが、日々刻々と情勢が変化する中、政府において緊急事態宣言の解除について調整を行っている状況にあります。

さて、県警察では、他県において学校が休校で留守番中の子供が泥棒と鉢合わせする等の事件が発生していることから、安全安心メール等の各種広報媒体による注意喚起やパトロール強化による子供の見守り対策を推進しています。県内の地域によっては学校の授業再開や分散登校等が始まり、子供のみで留守番をする機会が減少することも予想されますが、子供の安全を十分に確保するためには、登下校時の通学路の安全対策に加えて在宅する子供に対する防犯指導が重要になります。

つきましては、児童生徒に対する指導を行い被害を未然に防止するため、貴教育委員会が所管する各学校を通じて保護者の方々への情報発信に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

保護者の方々をお願いしたい内容（「在宅中のお子さんに対する注意喚起について」）を添付いたしますので、参考としてください。

担当：新潟県警察本部 生活安全企画課
安全安心推進室（原）
TEL 025-285-0110（内線3040）

在宅中のお子さんに対する注意喚起について

【新潟県警察・新潟市教育委員会】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて休校していた学校の授業再開や分散登校が始まっていますが、ご家庭で留守番をしているお子様も多いと思います。

保護者の皆様におかれましては、次のことを参考にして、お子様と1日の出来事を話し合いながら、事件・事故等の被害に遭わないよう、ご家庭でのご指導をお願いします。

～ 対策 ～

◎ 子供だけで留守番する場合

- ・ 来訪者が来ても、ドアを開けない。
- ・ 在宅中も玄関の鍵をしっかりかける。
- ・ 不在と思わせない。(テレビや照明をつけておく)

◎ 不審電話対策

- ・ 留守番電話にして、知らない電話（非通知）には出ない。
- ・ 不審な電話は「ナンバーお知らせ136」機能などを活用して番号を確認し、着信拒否設定する。

◎ 必要があり外出する場合

- ・ 事前に行き先を確認しておく。
- ・ 知らない人についていかない。
- ・ 危険を感じたら大声で叫ぶ。逃げる。近くの大人に知らせる。